

令和6年第5回矢掛町議会第3回定例会（第3号）

1. 会議招集日時 令和6年9月5日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（散会） 午前 9時51分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	花 川 大 志	出	10	浅 野 毅	出
11	川 上 淳 司	出	12	土 田 正 雄	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |         |           |         |
|-------------|---------|-----------|---------|
| 町 長         | 山 岡 敦   | 副 町 長     | 山 縣 幸 洋 |
| 教 育 長       | 山 部 英 之 | 総務防災課長    | 堀 賢 一   |
| 企 画 課 長     | 稲 田 欽 也 | 財 政 課 長   | 松 嶋 良 治 |
| 町 民 課 長     | 佐 藤 澄 江 | 税 務 課 長   | 妹 尾 一 正 |
| 健康推進課長      | 小 川 公 一 | こどもみらい課長  | 楠 木 貴 子 |
| 福祉介護課長      | 片 岡 崇   | 産業観光課長    | 池 田 敏 之 |
| 建 設 課 長     | 渡 邊 孝 一 | 上下水道課長    | 平 井 勝 志 |
| 教 育 課 長     | 稲 田 由紀子 | 会 計 管 理 者 | 松 嶋 良 治 |
| 建設課参事       | 黒 瀬 純 一 | 病 院 事 務 長 | 坪 田 芳 隆 |
| 介護老人保健施設事務長 | 小 出 優 子 | 総務防災課長代理  | 立 川 人 士 |
| 財 政 課 主 幹   | 石 井 亮太郎 |           |         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 報告第5号 令和5年度矢掛町水道事業会計予算の継続費精算報告について  
日程第2 議案第48号 令和5年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について

- 議案第49号 令和5年度矢掛町病院事業会計決算認定について
- 議案第50号 令和5年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
- 議案第51号 令和5年度矢掛町水道事業会計決算認定について
- 議案第52号 令和5年度矢掛町下水道事業会計決算認定について
- 日程第3 報告第6号 令和5年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について
- 日程第4 議案第53号 町道運動公園線用地の共有物分割等請求に係る訴えの提起について
- 日程第5 議案第54号 岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第6 議案第55号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第56号 矢掛町保育園条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第57号 矢掛町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第58号 矢掛町個人番号カードの利用に関する条例制定について
- 議案第59号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 日程第7 議案第60号 町道の路線廃止について
- 議案第61号 町道の路線認定について
- 日程第8 議案第62号 令和6年度矢掛町一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第63号 令和6年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第64号 令和6年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第65号 工事請負契約の締結について（地方創生道整備推進交付金事業 仁井屋橋左岸下部工事の請負契約の締結）
- 日程第10 請願第2号 岡山県立高等学校教育体制整備実施計画の再編整備の対象から笠岡工業高等学校を除外すること及び学校の魅力と活力を高めることを求める請願
- 請願第3号 少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願
- 請願第4号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願
- 日程第11 各常任委員会視察報告

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（浅野 毅君） 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労さまです。
本日の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 報告第5号 令和5年度矢掛町水道事業会計予算の継続費精算報告について

**○議長（浅野 毅君）** 日程第1, 報告第5号, 令和5年度矢掛町水道事業会計予算の継続費精算報告についてを議題といたします。

これは説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号, 令和5年度矢掛町水道事業会計予算の継続費精算報告についてを終了します。

~~~~~

日程第2 議案第48号 令和5年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について

議案第49号 令和5年度矢掛町病院事業会計決算認定について

議案第50号 令和5年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について

議案第51号 令和5年度矢掛町水道事業会計決算認定について

議案第52号 令和5年度矢掛町下水道事業会計決算認定について

○議長（浅野 毅君） 日程第2, 議案第48号から議案第52号までについてを一括議題といたします。

これらの議案は、既に執行部からの説明が終わっております。ここで監査委員から、決算審査の結果報告をしていただきます。監査委員花川大志君、お願いします。9番。

○9番（花川大志君） それでは、命によりまして決算審査の結果報告を行います。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき審査に付されました、令和5年度矢掛町一般会計及び17の特別会計の歳入・歳出決算並びに各種基金の運用状況について、去る7月4日から18日までの間、平井監査委員とともに関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査を行いました。

その結果、一般会計をはじめ、各特別会計とも審査に付されました決算書類は、法令の規定に従い作成されており、係る関係諸帳簿及び証票書類等会計手続きもおおむね適正に処理され、経理は正確、適切に処理されていることを認めたところであります。

令和5年度一般会計決算額につきましては、対前年度比で歳入約5億878万円の増、歳出約6億2,489万円の増で、歳入・歳出共に増額となっております。これは、令和5年度ふるさと納税による寄附が大幅に増加しており、返礼品の対応を含めて歳入歳出とも増加額が大きくなっています。また、浄水場の耐震化に対する基準内出資金も増加しているわけでございます。

このような中、昨年度に引き続き実質収支は黒字で計上されており、おおむね順調な決算状況となっております。

また、財源については、過疎債などが効率的に活用される中、将来設計の下で償還財源が措置されており、基金残高総額についても2億1,600万円が増加されております。

さらに、町債の繰上償還2億8,000万円を実施することで、昨年度に引き続き、町債の年度末現在高が前年度より3億8,900万円減少しており財政の健全性の維持にも配慮されているものと判断いたします。

した。

次に、税及び税外収入の未収金については、前年度より減少しており徴収努力を評価するものであります。今後とも町民に不公平感が生じないように、厳正な徴収に努めるよう要請したところでございます。

最後に、今後におきましても、引き続き一般会計及び各特別会計の効率的な財政運営と健全財政の堅持を図り、住民福祉の向上に努められますよう要望したところであります。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付されました令和5年度の矢掛町病院事業会計、矢掛町介護老人保健施設事業会計、矢掛町水道事業会計及び矢掛町下水道事業会計の決算審査は、去る6月28日に平井監査委員とともに関係職員の説明を聴取しながら厳正に審査を行ったところであります。

その結果、4会計とも審査に付されました決算書類は、法令の規定に従って作成されており、これらに係る関係諸帳簿及び証票書類等は会計事務手続きに沿って適正に処理され、決算財務諸表は期末における事業の財政状況と年間の経営成績も適正に表示するものであり、各計数も正確に処理されていることを認めたところであります。

いずれの企業会計においても積極的な取組が行われ、また、事業運営に必要な資金も決算時においては留保されていますが、今後においては中長期的シミュレーションに基づき運営にあたるよう、特に要望したところでございます。

なお、詳細につきましては、別添の意見書を御覧いただきたいと思います。

以上で、決算審査の結果報告を終わります。

○議長（浅野 毅君） 監査委員から決算審査の結果報告が終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第48号から議案第52号までは、所管の予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたいと思います。これに異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号、令和5年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について、議案第49号、令和5年度矢掛町病院事業会計決算認定について、議案第50号、令和5年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について、議案第51号、令和5年度矢掛町水道事業会計決算認定について、議案第52号、令和5年度矢掛町下水道事業会計決算認定については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第3 報告第6号 令和5年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について

**○議長（浅野 毅君）** 日程第3、報告第6号、令和5年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率についてを議題といたします。

これも説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔なし〕

**○議長（浅野 毅君）** 質疑を終結いたします。

以上で、報告第 6 号、令和 5 年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率についての報告を終了します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 4 議案第 53 号 町道運動公園線用地の共有物分割等請求に係る訴えの提起について

**○議長（浅野 毅君）** 日程第 4、議案第 53 号、町道運動公園線用地の共有物分割等請求に係る訴えの提起についてを議題といたします。

この際、お諮りいたします。議案第 53 号については、秘密会を開いて審議いたしたいと思います。秘密会を開くには、地方自治法第 115 条の規定により出席議員の 3 分の 2 以上の多数の議決を要し、かつ討論を用いないで可否を決定することに規定されております。よって、直ちに起立により採決をいたします。

秘密会を開くことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立所定数以上〕

**○議長（浅野 毅君）** どうぞお座りください。ありがとうございました。ただいまの出席議員は 12 名であり、その 3 分の 2 は 8 名であります。

起立者は 12 名であり、所定数以上であります。よって、秘密会を開くことは可決されました。

それでは、議員、事務局職員及び関係説明員以外の諸君並びに傍聴人に退場していただくため、暫時休憩いたします。それでは、該当者の退場をお願いします。休憩。

〔退場〕

〔以下秘密会〕

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

**○議長（浅野 毅君）** 秘密会により退場した者が入場するため、暫時休憩します。休憩。

〔暫時休憩〕

〔入場〕

**○議長（浅野 毅君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 53 号は、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、議案第 53 号、町道運動公園線用地の共有物分割等請求に係る訴えの提起については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第 5 議案第 5 4 号 岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（浅野 毅君） 日程第 5、議案第 54 号、岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

これも説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。お諮りいたします。議案第 54 号については、原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号、岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

日程第 6 議案第 5 5 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第 5 6 号 矢掛町保育園条例等の一部を改正する条例制定について

議案第 5 7 号 矢掛町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例制定について

議案第 5 8 号 矢掛町個人番号カードの利用に関する条例制定について

議案第 5 9 号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について

○議長（浅野 毅君） 日程第 6、議案第 55 号から議案第 59 号までを一括議題といたします。

これも説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 55 号から議案第 59 号までは、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いしたと思います。これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、議案第 55 号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第 56 号、矢掛町保育園条例等の一部を改正する条例制定について、議案第 57 号、矢掛町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例制定については、産業福祉常任委員会へ、議案第 58 号、矢掛町個人番号カードの利用に関する条例制定については、総務文教常任委員会へ、議案第 59 号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第7 議案第60号 町道の路線廃止について

議案第61号 町道の路線認定について

○議長（浅野 毅君） 日程第7, 議案第60号, 町道の路線廃止について及び議案第61号, 町道の路線認定についてを一括議題といたします。

これも説明は終わっておりますので, 直ちに質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第60号及び議案第61号は, 原案のとおり決することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。

よって, 議案第60号, 町道の路線廃止について及び議案第61号, 町道の路線認定については, 原案のとおり可決決定することに決しました。

~~~~~

日程第8 議案第62号 令和6年度矢掛町一般会計補正予算（第2号）について

議案第63号 令和6年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第64号 令和6年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

**○議長（浅野 毅君）** 日程第8, 議案第62号から議案第64号までを一括議題といたします。

これも説明は終わっておりますので, 直ちに質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第62号から議案第64号までは, 所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し, 審査をお願いしたと思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって, 議案第62号, 令和6年度矢掛町一般会計補正予算（第2号）について, 議案第63号, 令和6年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について, 議案第64号, 令和6年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）については, 予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第9 議案第65号 工事請負契約の締結について（地方創生道整備推進交付金事業 仁井屋橋左岸下部工事の請負契約の締結）

○議長（浅野 毅君） 日程第9, 議案第65号, 工事請負契約の締結について（地方創生道整備推進交付金事業 仁井屋橋左岸下部工事の請負契約の締結）を議題といたします。

これも説明は終わっておりますので, 直ちに質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第 65 号は、原案のとおり決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号、工事請負契約の締結について（地方創生道整備推進交付金事業 仁井屋橋左岸下部工事の請負契約の締結）は、原案のとおり可決決定することに決しました。

～～

日程第 10 請願第 2 号 岡山県立高等学校教育体制整備実施計画の再編整備の対象から笠岡工業高等学校を除外すること及び学校の魅力と活力を高めることを求める請願

請願第 3 号 少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための、2025 年度政府予算に係る意見書採択の請願

請願第 4 号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願

○議長（浅野 毅君） 日程第 10、請願第 2 号から請願第 4 号までを一括議題といたします。

お諮りいたします。請願第 2 号から請願第 4 号までは、所管の総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いしたと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、請願第 2 号、岡山県立高等学校教育体制整備実施計画の再編整備の対象から笠岡工業高等学校を除外すること及び学校の魅力と活力を高めることを求める請願、請願第 3 号、少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための、2025 年度政府予算に係る意見書採択の請願、請願第 4 号、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願は、総務文教常任委員会へ付託することに決しました。

～～

日程第 11 各常任委員会視察報告

○議長（浅野 毅君） 日程第 11、各常任委員会視察報告を行います。

本件につきましては、総務文教常任委員会及び産業福祉常任委員会から報告書が提出され、お手許へ配付のとおりであります。各自御検討をお願いいたします。

～～

○議長（浅野 毅君） 本日予定をしておりました案件の審査は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこれにて散会とし、次の本会議は 17 日の火曜日、午前 9 時 30 分から再開したいと思います。これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会とし、17 日の火曜日、午前 9 時 30 分から本会議を再開することに決しました。

ここで、お知らせいたします。休会中に付託案件審査のための各常任委員会が、次の日程で開催され

ます。6日の金曜日、総務文教常任委員会が午前9時30分から、産業福祉常任委員会が午後1時30分から、どちらも議会全員協議会室で行われます。また、予算決算常任委員会が9日の月曜日、10日の火曜日及び11日の水曜日は午前9時30分から、12日の木曜日は午後1時30分から、それぞれ庁舎2階第1会議室で開催されますので、関係者の御出席をお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。皆様、御苦労さまでした。散会。

午前 9時51分 散会